

日本ハウスホールディングス

健康保険組合理事長

殿

雇用保険受給に関する誓約書

1. 被保険者氏名

2. 対象者氏名

3. 退職日

_____年 月 日

1.対象者が雇用保険(失業給付)の受給を開始した場合、基本日額規程額(60歳未満3,612円、60歳以上5,000円)を超える場合は、速やかに扶養から外す手続きを行います。

2.雇用保険を基本日額以上受給しているにも関わらず外す手続きを怠った場合は、事由発生時に遡り扶養認定を取り消されても、異議はありません。なお、当該期間において健康保険組合が負担した医療費及び給付金を返戻しません。

上記のとおり、相違ないことを誓約いたします。

_____年 月 日

保険証記号 _____ 番号 _____

被保険者氏名

_____ 印